

令和8年度 暴風警報・特別警報等発表時における児童の登下校について

岡崎市立梅園小学校

1 児童が登校する以前に、「岡崎市」に「暴風警報・暴風雪警報」が発表されている場合

- (1) **午前6時までに警報が解除された場合**⇒平常通り始業します。
- (2) **午前6時から午前11時までに警報が解除された場合**⇒午後1時10分から始業します。
※自宅で昼食をとってから通学班で登校させてください。集合時刻は、例えば7時15分ならば、12時15分となります。
- (3) **午前11時を過ぎても警報が継続している場合**⇒臨時休業とします。
※(1)(2)においても、通学路の状況等から登校が困難と認める場合は、学校の判断で登校させないことがあります。

2 児童の登校後に、「岡崎市」に「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

※メール配信で保護者の方に連絡いたしますが、混み合うために連絡が遅くなるのが予想されます。台風情報をよく御確認ください。

- (1) 気象条件や通学路の状況等から、児童を安全に下校させようと判断した場合
○授業を中止して速やかに下校させます。ただし、留守の家庭、児童育成センター及びこどもの家へのかばん下校の児童は体育館で待機をさせますので、お迎えをお願いします。
- (2) 気象条件や通学路の状況等から、児童が安全に帰宅できないと判断した場合
○安全と確認できるまで児童を学校に残します。必要に応じてお迎えを依頼しますので、お迎えに来ていただいた方には、引き渡しをします。

3 「特別警報」が発表された場合（ただちに“命を守る行動”を最優先します）

- (1) 児童が登校する以前に、岡崎市に特別警報が発表されている場合
 - ①児童を登校させません。
 - ②特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童が安全に登校できると判断できるまでは登校させません。
- (2) 児童の登校後に、岡崎市に特別警報が発表された場合
 - ①ただちに授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集並びに児童の生命及び安全を確保するため、学校留め置きとします。
 - ②児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

4 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害」が発表された場合

種類	児童の登校前	児童の登校後
レベル5「特別警報」	自宅待機	学校留め置き、校内の高い場所へ避難
レベル4「危険警報」	自宅待機	学校留め置き、校外の避難場所へ移動 保護者への引き渡し等
レベル3「警報」	平常授業	平常授業
レベル2「注意報」	平常授業	平常授業

※レベル4「危険情報」が解除もしくはレベル3「警報」に変更になる場合の対応については、上記の「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合に準ずる。ただし、居住地域の災害状況を把握し、安全に登校できると判断した時点で、授業を始める時刻をメール配信で知らせる。

5 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」は発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- ①学校周辺の災害状況等を踏まえて休業や授業の中止を決定します。
- ②児童が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当の児童については自宅待機とし、安全に登校できると判断できるまで登校させません。
- ③学校周辺及び児童が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、該当の児童については校内待機とし、安全に下校させようと判断できるまで下校させません。必要に応じてお迎えを依頼し、引き渡しをします。

6 通学路の状況等で登校できない場合

上記の災害発生時、発生前後において、通学路の冠水・道路や橋の破壊・電線の断線等で、児童の通学が困難だと保護者が判断した場合は登校させないでください。なお、その時は学校へ連絡してください。

(梅園小学校 ☎22-3566)